

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 3月30日
照会部署名 秋田事務センター
管理・厚年適用G
照会担当者 (一般職) 佐藤 稔
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 鈴木

(案件)

(受付番号) No. 2010-452	定時決定時の非固定的賃金の取扱いについて
------------------------	----------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

1年間のうち月により非固定的賃金の支払いに大きなばらつきがある場合の取扱いについては、以前に示されている疑義回答一覧（通番161 分類コード1402-1 回答月2007年4月）で、算定基礎届は4・5・6月の平均額により決定し、過去1年間の平均額から算定することはできないと回答されている。

しかし、社会保険審査会において平成20年2月29日に裁決された事例では、「4月から6月の報酬総額を基準に算定した賦課基準が新標準報酬月額対象期間の被保険者の予想される月平均の報酬月額と明らかに違うと推測される場合には、通常の定時決定によらず、保険者が合理的な裁量により保険者決定をし、それにより決定すべき」との決定がされている。

定時決定の非固定的賃金について年間の平均額をもって決定が可能か、もしくは4月から6月の平均額での決定でなければならないのか、ご教示お願ひいたします。

(回答)

社会保険審査会は、具体的に資料を精査し、請求人及び保険者に意見を聞いたうえで判断し決定されたものである。しかし、現在、保険者決定をする場合は、昭和36年01月26日付保発第4号等にて示されており限定されている。このため、定時決定の非固定的賃金について年間の平均額をもって決定することは認められない。

回答日 平成22年 5月 7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----